

## 大阪府管理河川における ダイオキシン類により汚染された底質の浄化対策の経過について

### 汚染範囲の確認

- ◆H14.7.22 ダイオキシン類に係る底質環境基準(表層で150pg-TEQ/g)の設定  
・環境部局による常時監視において、環境基準値の超過が見られた。
- ◆H16～18 環境基準値超過が見られる河川において、汚染範囲調査を実施(次頁)  
・神崎川及び古川において、表層で1,000pg-TEQ/gを超えるエリアを確認  
・また、神崎川においては、表層では1,000pg-TEQ/g未満(最大210pg-TEQ/g)であるが、2m以浅の層の一部に3,000pg-TEQ/gを超える濃度の汚染があるエリアも確認。



神崎川・古川の、底質表層の濃度が高いエリアより、  
順次、浄化対策を実施することとした。

### 対策の検討・実施

#### 【検討体制】

- ◆H14.7 「河川及び港湾の底質浄化対策検討委員会」を設置
- ◆H17.10 「大阪府管理河川の底質浄化対策の実施に係る小委員会」を設置
- ◆H24.11 「大阪府河川及び港湾の底質浄化審議会」を設置

#### 【対策の状況】

(古川)

- ◆H20～22 工法を確定させるため、試験施工及びモニタリングを実施

#### 【工法の概要】

- ・全量を掘削除去する。(汚染が1m程度以浅に限られているため)
- ・除去後の河床が計画河床を下回る場合は、埋戻し。

- ◆H22～

確定した工法により、順次、対策を実施中。

(神崎川)

- ◆H17～23 工法を確定させるため、試験施工及びモニタリングを実施
  - ・表層部分を浚渫除去し、清浄な砂で覆砂を行う。  
(汚染が深い層にも及んでいるため、全量の掘削除去は行わない)
  - ・覆砂厚については、当初は100cmで試験施工を行ったが、再度70cmで試験施工を行った結果、施工2年後においても効果が持続されていることが確認された。  
⇒覆砂厚は70cmとすることで確定。
  - ・汚染底質については、150～1,000pg-TEQ/gは海面埋立処分場(通称フェニックス)で、1,000～3,000pg-TEQ/gは管理型処分場で、それぞれ最終処分。

- ◆H23～27 表層で高濃度汚染が確認されている範囲の対策を実施し、完了。

- ◆H26～27 糸田川合流部左岸の0-1m層で確認された3,000pg-TEQ/g超の汚染(2,3,7,8-TeCDDの割合が高い特異的な汚染)範囲を確定し、優先的に対策することを決定。

- ◆H28 3,000pg-TEQ/g超の汚染が確認されている範囲の対策を実施し、完了。

汚染範囲調査を実施し、直近の汚染状況を把握。

0～1m層の1,000～3,000pg-TEQ/gの浄化対策を優先させつつ、表層と0～1m層における汚染状況に応じた対策の優先順位を決定。

- ◆H29～ 優先順位の高い箇所での汚染範囲確定のための調査を実施。

優先順位の最も高い箇所から、対策を実施。

- ◆R1～ 汚染範囲調査を行ったうえで、神崎川下流エリアにおける河床掘削工事を実施。

